

35. 交際費の損金不算入制度の沿革

改正年度	適用事業年度	適用対象法人	損金不算入額の計算方法	
			損金不算入額の計算	備考
29年度改正 (創設)	29.4.1～ 31.3.31 開始事業年度	期末資本金 500万円以上 の法人	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} \left\{ \begin{array}{l} \text{イ 基準年度の交際費額} \\ \times \frac{\text{当期月数}}{12} \times 70\% \\ \text{又は } \text{ロ 取引基準額のうち} \\ \text{多い方の金額} \end{array} \right\} \times \frac{1}{2} \end{array} \right.$	<ol style="list-style-type: none"> 1 基準年度の交際費額とは、昭和29.4.1を含む事業年度開始の前1年以内に開始した各事業年度の支出交際費額の合計額をいう。 2 取引基準額とは、取引金額に業種別の一定割合（例えば製造業0.8%、卸小売業0.25%、建設業1.2%等）を乗じて計算した額をいう。
31 "	31.4.1～ 32.3.31 開始事業年度	"	限度超過額の全額を損金に算入しないこととした。	
32 "	32.4.1～ 34.3.31 開始事業年度	期末資本金 1,000万円 以上の法人	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} \left\{ \begin{array}{l} \text{イ 基準年度の交際費額} \\ \times \frac{\text{当期月数}}{12} \times 60\% \\ \text{又は } \text{ロ 取引基準額のうち} \\ \text{多い方の金額} \end{array} \right\} \end{array} \right.$	取引基準額について、従前に比べ3割程度引き下げた。（例えば第1次金属製造業0.4%、卸小売業0.25%、医薬品製造業1.1%、建設業0.8%）
34 "	34.4.1～ 36.3.31 開始事業年度	"	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} \left\{ \begin{array}{l} \text{イ 基準交際費額} \times \frac{\text{当期月数}}{12} \\ \text{又は } \text{ロ 取引基準額のうち多い} \\ \text{方の金額} \end{array} \right\} \end{array} \right.$	<p>基準交際費額とは、次のうちいずれが多い方の金額をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昭和34.1.1を含む事業年度開始の前1年以内に開始した各事業年度の交際費額の80%相当額 2 昭和29.4.1を含む事業年度開始の前1年以内に開始した各事業年度の交際費額60%相当額
36 "	36.4.1～ 39.3.31 開始事業年度	全法人	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} \left\{ \begin{array}{l} \text{イ 300万円+} \\ \text{期末自己資本金額} \times \frac{1}{1,000} \end{array} \right\} \\ \times \frac{\text{当期月数}}{12} \end{array} \right\} \times 20\%$	期末自己資本金額とは、期末における資本又は出費の金額、再評価積立金の額、資本積立金額及び利益積立金額の合計額をいう。
39 "	39.4.1～ 40.3.31 開始事業年度	"	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} \left\{ \begin{array}{l} \text{イ 400万円+} \\ \text{期末資本等の金額} \times \frac{2.5}{1,000} \end{array} \right\} \\ \times \frac{\text{当期月数}}{12} \end{array} \right\} \times 30\%$	<ol style="list-style-type: none"> 1 期末資本等の金額とは、期末における資本又は出費の金額及び資本積立金額（再評価積立金の額も含まれる。）の合計額をいう。 2 海外取引等に関し、非居住者の日本国内における旅行及び宿泊のために通常要する費用を税法上の交際費の範囲から除外した。
40 "	40.4.1～ 42.5.31 開始事業年度	"	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} \left\{ \begin{array}{l} \text{イ 400万円+} \\ \text{期末資本等の金額} \times \frac{2.5}{1,000} \end{array} \right\} \\ \times \frac{\text{当期月数}}{12} \end{array} \right\} \times 50\%$	
42 "	42.6.1～ 44.3.31 開始事業年度	"	<ol style="list-style-type: none"> (1) 支出交際費額 < 基準交際費のとき $\left\{ \begin{array}{l} \text{限度超過額} - (\text{基準交際費額} - \text{支出交際費額}) \end{array} \right\} \times 50\%$ (2) 支出交際費額 > 基準交際費額 × 105%のとき イ と ロ の合計額 イ (支出交際費額 - 基準交際費額 × 105%) × 100% ロ (限度超過額 - イ の金額) × 50% (3) 基準交際費額 支出交際費額 基準交際費額 × 105%のとき 限度超過額 × 50% 	<ol style="list-style-type: none"> 1 基準交際費額とは、前年同期の支出交際費額をいう。 2 限度超過額とは、次により求めた金額をいう。 $\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} \left\{ \begin{array}{l} 400万円 + \\ \text{期末資本} \times \frac{2.5}{1,000} \end{array} \right\} \\ \times \frac{\text{当期月数}}{12} \end{array} \right\}$ 等の金額 3 海外取引等に関し、国外において支出する交際費等を税法上の交際費の範囲から除外した。
44 "	44.4.1～ 46.3.31 開始事業年度	"	損金不算入割合の50%を60%とした。	
46 "	46.4.1～ 48.3.31 開始事業年度	"	損金不算入割合の60%を70%とした。	輸出交際費の特例を廃止した。
48 "	48.4.1～ 49.3.31 開始事業年度	"	損金不算入割合の70%を75%とした。	

改正年度	適用事業年度	適用対象法人	損金不算入額の計算方法	
			損金不算入額の計算	備考
49 "	49.4.1~ 51.3.31 開始事業年度	"	$\frac{2.5}{1}$ 期末資本等の金額の1,000を1,000とした。	
51 "	51.4.1~ 52.3.31 開始事業年度	"	$\frac{1}{0.5}$ 期末資本等の金額の1,000を1,000とした。 損金不算入割合の75%を80%とした。	
52 "	52.4.1~ 54.3.31 開始事業年度	"	$\frac{0.5}{0.25}$ 期末資本等の金額の1,000を1,000とした。 損金不算入割合の80%を85%とした。	
54 "	54.4.1~ 56.3.31 開始事業年度	"	定額控除額の年400万円を年200万円に引き下げた。 ただし、資本金1,000万円超5,000万円以下の法人にあつては年300万円とし、資本金1,000万円以下の法人にあつては年400万円とした。 資本金基準（期末資本等の金額の $\frac{0.25}{1,000}$ を廃止した。 損金不算入割合の85%を90%とした。	
56 "	56.4.1~ 57.3.31 開始事業年度	"	基準交際費の105%を100%とした。	
57 "	57.4.1~ 60.3.31 開始事業年度	"	3年間の措置として、支出交際費額的全額を損金不算入とした。ただし、資本金5,000万円以下の法人にあつては年300万円、資本金1,000万円以下の法人にあつては年400万円の控除をそれぞれ認める。	